

重要事項説明書

2026年度版



社会福祉法人 明德福祉会

明德かみつるま保育園

〒252-0318 相模原市南区上鶴間本町 4-11-10

☎ 042-705-4410 📠 042-705-4409

1. 明德かみつるま保育園の事業内容

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 明德福祉会
事業者の所在地	横浜市金沢区釜利谷南4-29-4
事業者の電話番号	045-791-3150
FAX番号	045-791-3151
代表者氏名	理事長 丹野 克博
定款の目的に定めた事業	<p>この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の経営 ・一時預かり事業の経営

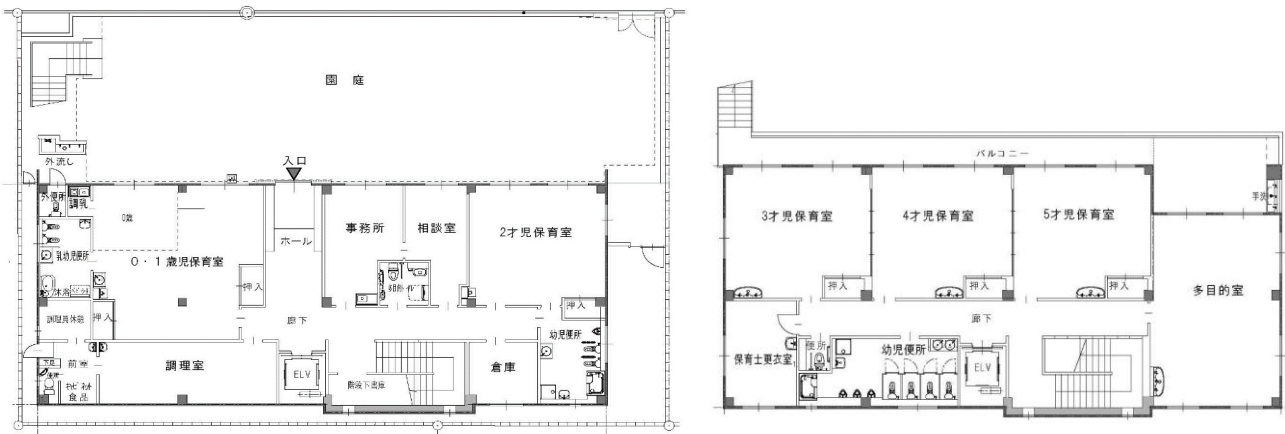
(2) 施設の概要

種別	保育所					
名称	明德かみつるま保育園					
所在地	〒252-0318相模原市南区上鶴間本町4-11-10					
電話番号・FAX	042-705-4410 042-705-4409					
施設長氏名	園長 小山 真弓					
開設年月日	2020年4月1日					
利用定員 (年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	9人	9人	13人	13人	13人
取扱う保育事業	通常保育 一時保育 延長保育					

(3)施設・設備の概要

敷地面積		497.91㎡	
園舎	構造	鉄構造	
	延床面積	465.51㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	42.07㎡
	保育室	5室	151.41㎡
	遊戯室		
	調理室	1室	21.23㎡
	調乳室	1室	1.65㎡
	幼児用トイレ	大5、小5個	(3室)38.42㎡
	医務室	1室	16.12㎡
	事務室		
設備の種類		プール(夏季のみ)、砂場、冷暖房等	
屋外遊戯場(園庭)		184.93㎡	

園舎平面図



(4)職員体制

施設長	1名
保育士	11名以上
短時間保育士	7名以上
栄養士	1名以上
事務員	1名
その他	体操講師

(5)保育時間

保育時間 (月～土)	標準時間	7:00～18:00	
	短時間	8:30～16:30	
延長時間	月～金	標準時間	18:01～19:00
		短時間	7:00～8:29
			16:31～19:00
開園時間	月～金	7:00～19:00	
	土	7:00～18:00	
休園日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)		

【保育時間】

・保育園は就労(労働時間と通勤時間を合わせた時間)、介護や疾病、求職活動等の理由で「保育を必要とする時間」のみお預かりする施設です。「短時間」「標準時間」は上限ではなく、保護者の就労実態等に応じ必要な範囲でご利用いただくこととなります。

※平日はお仕事がお休みでも保育は可能ですが、その旨を職員に必ずお知らせください。

また、連絡先もお伝えいただき、早めのお迎えをお願いいたします。

・産休中・育休中は短時間保育のご協力をお願いいたします。

【土曜日保育】

・保護者のいずれかがお休みの場合は、家庭保育を原則といたします。

・土曜日保育を申し込まれる場合は保護者全員の「就労証明書」をご提出ください。

また、育休中、慣らし保育中は土曜日保育を利用できません。

・土曜日保育を利用した場合、保護者のいずれかがお休みの平日に代休をとるようお願いいたします。

※年に数回、土曜日に行事を開催しています。行事終了後はお子さまと降園していただくことを原則といたします。年間行事予定をご確認の上ご協力をお願いいたします。

【延長保育】

・チャイルドケアウェブによる登降園管理を行っています。打刻時間に応じて延長保育料を請求いたします。

・月極での利用は延長保育利用申込書をご提出ください。

・延長保育を月極でご利用の際は前月20日までにお申し出ください。

・急遽延長保育を利用することになった場合はお電話でお知らせください。

(6)利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料(園では徴収しません)			
延長保育料	標準時間			
	月極料金		単発料金	
	18:01~18:30	4,000円	18:01~18:30	500円
	18:01~19:00	6,000円	18:01~19:00	1,000円
	短時間			
	7:00~8:29	30分毎	500円	補食なし
	16:31~18:00			
	開園時間を過ぎた場合は15分ごとに1,000円徴収いたします。			
給食費	月額6,500円(3歳児クラス以上) <主食代 2,000円 副食代 4,500円>			
布団リース代	月額400円 業者と年間の委託契約をしていますので使用しなくても料金は発生します。 ※年長児の午睡終了後につきましては別途お知らせいたします。			
衛生費	月額100円			
おむつ処理代	月額500円 ※おむつを使用している方が対象です。			
個人備品料金	クラスによって異なります。「園のしおり」参照。			
その他	その都度お知らせいたします。			

(7)支払方法

<p>◎入園時に引き落とし口座としてゆうちょ銀行口座を届けていただきます。 (名義人はどなたでも大丈夫です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金はすべて月末締め翌月20日払いとなります。 ・卒園、退園時は2か月分まとめて徴収させていただきます。
--

2.保育について

(1)施設の保育方針

保育理念	子どもの人権や主体性を尊重し、保護者や地域社会と力を合わせて、子どもの最善の幸せのために努力する。
保育方針	子どもの健康と安全を基本にし、豊かな人間性と生き生きとした子どもを育成する。
保育目標	基本的な生活習慣を身につけ、集団の中で「元気な体・考える頭・愛する心」を育てる。

児童福祉法・子ども子育て支援法、その他の関係法令を遵守し、保育所保育指針および全体的な計画に沿って乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(2)保育目標

ク ラ ス	保 育 目 標
0 歳 児 め ば え	保育者との親密な関わりを持ち、安定した人間関係を持つ。活動しやすいくつろいだ環境の中で歩行を目指し、いろいろな運動を楽しむ。様々なサインをしっかり受け止められ、自己表現が活発になる。
1 歳 児 ふ た ば	自分でしようとする気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣を知る。保育者に親しみ、気持ちや感情を交流させながら機嫌良く過ごす。また、友だちにも関心を示す。
2 歳 児 わ か ば	基本的な生活習慣を身につけながら、自分で行おうとする。体験を通して、いろいろな言葉を習得し、言葉で表現しようとする。いろいろな運動あそびを通して、運動機能の発達をはかる。
3 歳 児 も り	基本的な生活習慣を身につけ、なんでも自分で行おうとする。いろいろな行事を体験し、園生活の楽しさを知る。
4 歳 児 そ ら	いろいろな活動を通して、友だちや保育者との関わりを深めて楽しくあそぶ。生活の決まりを守り、良い生活習慣を身につける。
5 歳 児 ゆ め	自然環境に働きかけ、よく見たり触れたり試したりしてあそぶ。友だちの良さを認め合いながら、個々の力を十分に発揮する。生活やあそびの中で、一つの目標に向かって力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わう。

(3)毎日の保育

乳児(0～2歳児)	時間	幼児(3～5歳児)
開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園	7:00	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園
保育短時間(8時間)開始 順次登園 おやつ・朝の会 あそび(室内外)・散歩	8:30 9:00 9:30	保育短時間(8時間)開始 順次登園 朝の会 あそび(室内外)・散歩
食事(年齢により前後します)	11:00～ 11:30～	食事(年齢により前後します)
お昼寝(年齢により前後します)	12:00～ 12:30～	お昼寝(年齢により前後します)
お昼寝起床 おやつ	15:00	お昼寝起床 おやつ
順次降園	16:00	順次降園
保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育 閉園	16:30 18:00 18:01 19:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育 閉園

*生活の流れはお子様が自発的・意欲的に取り組めるよう順次行っています。

【散歩】

- ・園庭以外に近隣にある公園、ひろばなど園外活動にいけます。
- ・公園の場所は1階にお散歩マップがありますのでそちらでご確認ください。

【昼寝】

- ・季節や活動状況、年齢に応じて、お子様の疲労に注意しながら適切な休養がとれるよう配慮し、12時～15時ごろまで午睡の時間をとっています。
- ・敷き布団は園で用意いたします。この寝具は専門業者により年1回乾燥消毒を行っています。

(4)給食提供について

		提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取加り)
		午前 おやつ	給食		午後 おやつ	
			主食	副食		
離乳食	初期食	—	○	○	—	
	中期食	—	○	○	△	
	後期食	—	○	○	△	
	完了食	○	○	○	○	
乳児食		○	○	○	○	50% (約1,000kcal)
幼児食		—	○	○	○	45% (約1,300kcal)

※「△」はお子様の様子によって提供いたします。

- 自 園 調 理:一富士フードサービス株式会社へ業務委託を行っています。
- 献 立 の 提 供:前月末に翌月の献立表をチャイルドケアウェブにて配信いたします。
- 食育の取り組み:全クラスとも食育のプログラムに沿って行っています。

<アレルギー対応について>

・当園は、相模原市が策定する「相模原市立保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努めます。

- ・「相模原市保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の提出を受けて、個々に除去食の提供等の対応を行います。
- ・アレルギーの内容により園での対応がしきれない場合には、お弁当をご持参いただくこともあります。

3.保護者に用意していただくもの

(1)入園時に提出していただく書類

1. 重要事項同意書
2. 児童家庭調査票
3. 離乳食調査票・主な食材チェックリスト
4. 写真等個人情報取り扱いについての同意書

※3の書類は、離乳食の方は「離乳食調査票」、それ以外の方は「主な食材チェックリスト」を配布いたしますのでご確認ください。

その他持ち物に関してはクラスごとのしおりをご覧ください。

4.健康管理・病気の時の対応

(1)健康診断について

相模原市が策定する「保育所等における健康診断マニュアル」に規定する健康診断に準じて実施しています。

☆園児健康診断…全	園	児	年2回(概ね6か月ごと)
☆歯科健診…全	園	児	年2回(委託歯科医が行います。)
☆尿検査…全	園	児	年1回(相模原市要項に従います。)

(2)健康管理について

- ・0歳児はお昼寝あけに検温を行います。
- ・全園児について異常を感じた時には随時検温を行い、健康管理を行っています。
- ・ご家庭で下痢や嘔吐をした際や、体調不良で欠席していた際の様子、食欲の状態などいつもと様子が違うときは職員にお知らせください。症状によっては家庭保育をお願いする場合がございます。

(3)発熱・感染症について(園のしおりもあわせてご確認ください)

- ・発熱時、37.5℃になりましたら保護者に、ご連絡いたします。
- ・発熱時、原則38.0℃以上でお迎えをお願いいたします。
- ・熱性けいれんの既往歴のあるお子様の場合、37.5℃でご連絡をし、お迎えをお願いします。
- ・24時間以内に解熱剤を使用している場合は登園をお控え下さい。
- ・38.0℃以上の発熱から24時間は登園をお控え下さい。お子様の体調を考慮し、解熱していても食欲がない、機嫌が悪い場合は無理をせず、ご家庭で過ごしていただくか、早めのお迎えをお願いいたします。
- ・食欲がない・下痢・嘔吐が続いているなど体調が悪い場合には熱がなくてもご連絡をしてお迎えをお願いします。
- ・保育中お子様の様子がいつもと違う場合や、本人が不調を訴える場合には、保護者にご連絡をし、様子をお伝えします。場合によっては、お迎えをお願いすることもあります。
- ・感染症が疑われる場合にはご連絡をいたします。お迎え後に受診をし、感染が判明した場合には園への連絡をお願いいたします。
- ・日中は戸外にてお散歩や体を動かす活動もありますので、運動のできる体調で登園しましょう。園内で過ごすなどの個別対応はできかねますので、家庭保育をお願いいたします。
- ・病欠欠席が1週間以上続く場合は、中間連絡をお願いします。
- ・当園は病児保育を行っておりません。病児保育を行っている機関の案内は玄関に置いてあります。

(4)緊急連絡について

- ・発熱など、お子様の体調についてご連絡する際には、児童票の緊急連絡先をもとに連絡させていただきます。必ず繋がる連絡先を記入してください。
- ※携帯電話が出られないことがある場合は、必ず職場の電話も緊急連絡先に記入してください。
- ・変更がある場合は必ず職員にお知らせください。
- ・普段と連絡先が異なる場合には、登園時に職員にお声がけください。

(5)ケガ対応について

- ・子どもたちは日々の生活やあそびから様々なことを学んでいます。安全確保に十分注意を払って保育をしておりますが、成長の過程(発達状況)においては、ケガをすることもあります。
- けがの状況説明は年齢に応じて、お迎えの際にさせていただきます。お子様本人が状況を説明できるように、ご家庭でも対応をお願いいたします。
- ・保育中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、児童票に記載の緊急連絡先に順番に連絡したうえで医療機関を受診させていただくこともあります。その際は保護者にも医療機関へ来ていただき医師の説明を受けていただきます。
- ※その際、必要に応じてレントゲン撮影をしても良いかを確認させていただきます。
- ・ケガをしづらい体作りを目指して保育をしております。ご家庭での日常生活でも、歩く経験を大切に、体幹を鍛えるあそびを取り入れてください。

(6)感染症対策について

<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。 ・発生した場合は、チャイルドケアウェブのメッセージにて速やかにお知らせいたします。 ・園での感染症まん延防止策の1つとして、感染症罹患後登園の際には「登園許可等証明書」の提出をお願いしております。証明書が必要な疾患は、表にまとめましたのでご確認ください。 ・嘔吐物や便の適切・迅速な処置をマニュアル化し、研修等で周知・管理しています。 ・季節に合わせた適切な室温・湿度を保ち、換気や清掃、適切な消毒を行い、清潔な環境を保っております。 ・「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき排泄が自立していない乳幼児は、他児と水を共有しないように「水あそび」を行います。
--

(7)医師の診断のもと登園許可等証明書の発行対象となる疾病(相模原市HPより)

病名	感染しやすい期間	登園停止期間
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺の腫張が発現後5日経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹	発疹出現の前7日から後7日くらい	発疹が消失するまで
水痘	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	発熱、充血等の症状が出現した数日間	主要症状が消失後、2日経過まで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	(-)	医師により感染の恐れがないと認めるまで

(8)保育所等における登園基準の考え方(保育所等における健康診断マニュアルより)

感染症		登園基準
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがなくなると認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがなくなると認められるまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157 O-26 O-111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

【予防接種について】

- ・当日予防接種後のお子様のお預かりはしていません。
- ・予防接種を受けた場合、いつ、何を接種したのかを担当までお知らせください。
- ・集団生活を始めるにあたり、予防接種等は主治医に相談し、可能な限り受けてください。

【血液、下痢便、嘔吐物の処理について】

- ・血液、下痢便、嘔吐物等で汚れた衣服等は、園内感染拡大の恐れがあるため、そのままビニール袋に入れて密閉し、お持ち帰りいただきます。
- ・他児の持ち物を嘔吐物等で汚した場合には、その持ち物も消毒、洗濯をして返却をお願いいたします。
- ・尿でレンタルの布団カバーが濡れた場合は、ビニール袋に入れてお持ち帰りいただきます。洗濯ネットに入れて洗濯をしてください。(乾燥機の使用はファスナーが壊れる原因になりますので、お控えください。)
- ・便が衣服に付着した場合、便中の菌(ウイルス)は1ヶ月間保持しているため、園では洗わずにお返します。なお、流せる便については流しますが、軟便等で流せない場合はそのままビニール袋に入れ、密閉してお返します。

【かみつき・ひっかき等について】

1歳過ぎからかみつき・ひっかき等が起こることがあります。これらは自我の表現や自己主張の手段として現れる場合もあります。当園としても子どもたちの思いを丁寧に受け止め、かみつき等にいたらない保育を行うように心がけております。しかし園の集団生活の中で、このようなことが起こることがあります。その場合双方にお伝えさせていただきます。

【与薬について】

- ・当園では、集団生活が可能で健康状態にあり、保育園の通常業務として児童に与薬することはありません。
- ・病気やけが等のため医療機関で診察を受けるときは、「現在保育園に通園していること」「保育園では原則与薬ができないこと」を主治医にお伝えください。

【障がい児保育について】

お子様が集団生活を通して健全な発達を図れるよう、ノーマライゼーションの精神に基づいて「共に育ちあうことの大切さ」が実現できる保育をこころがけています。個々の発達や障がいの状況を把握しながら一人ひとりの人権を守り、相互理解ができるよう保護者・主治医との連携を密にしていきます。

【医療的ケア児】

保育園で必要な医療的ケアが安全かつ確実なものであるよう、様々な機関と連携し、指導や助言を基に保育し、職員間の情報の共有、周知を徹底します。特に保護者、主治医との連携は密に行い、保育園での生活を理解していただき、協力体制をお願いしていきます。

【委託医 以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています】

医療機関名称	院長名	所在地	電話番号
のんのキッズクリニック	野々山 勝人	相模原市南区相模大野8-5-9 PEACH FORT 1F	042-702-9588
庄井 歯科 医院	庄井 香	相模原市南区上鶴間本町4-14-30	042-748-3161

5.非常災害時の対策

(1)避難訓練の実施

年2回の総合訓練、毎月1回の避難訓練を実施しております。

(2)地域防災拠点・広域避難場所(大規模地震の警戒宣言発令・災害発生)

※保育園近隣の地域防災拠点・広域避難場所は次のとおりです。

一時避難所	谷口中学校
広域避難場所	相模女子大学
その他	救護所 相模原市南大野小学校

(3)災害時の備え

- ・非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を決めています。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に保育者に周知し、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火・防災管理者	園長 小山 真弓
消防計画届出年月日	南消防署 令和3年4月1日
避難訓練	避難訓練・消火訓練は毎月実施 訓練内容:地震、火事、竜巻、不審者侵入対応
防災設備	消火器3カ所、誘導灯4カ所、火災通報装置器などセコム(株)に 防火管理業務の委託をしている。

(4)天災(台風・地震・大雨等)の対応

- ・お子様と保護者の皆さま、職員の安全を第一に考えております。
- ・保育園が安全に運営できることを確認次第開所しますので、開園を遅らせる場合もあります。
- ・登降園時の安全確保が困難な場合もありますので、保護者の判断で自宅待機又は家庭保育をお願いします。

(5)緊急時(地震・台風・大雨など)の保育園対応について

警報レベル4(大雨・大雪・暴風・暴風雪) ※警報レベル4とは気象庁の発表基準を超える豪雨や大雪等が予想され、重大な災害が予想される場合に発令される警報です。	午前6時の時点で継続発令中の場合 休園 在園児がいる場合は避難行動をとります
公共交通機関の計画運休(完全運休)の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	登園自粛やお迎えをお願いします
交通機関の計画運休等に伴い保育士の配置が困難な場合	午前6時の時点で保育従事者を複数配置できない場合 休園
	保育中に事案が発生した場合は登園自粛やお迎えをお願いします
保育所等において、停電による断水、床上浸水、施設の破損などにより園児を安全に保育することが困難な場合	休園

※災害時に出される情報等については、玄関に掲示してありますのでご確認ください。
(相模原市の「さがみはら防災ガイドブック」参照)

- ・大規模な災害が発生した際、保育園への送迎が困難になることが想定されます。上記の緊急時の対応にかかわらず、可能な限り登園を控える、お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。
- ・気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、お知らせいたします。

(6)近隣の緊急連絡先

南警察署	南区古淵6-29-2	042-749-0110
南消防署	南区相模大野5-34-1	042-744-0119

(7)賠償責任保険の加入状況

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	賠償責任保険・傷害保険(〇157等 地震補償付き)
保険金額	賠償保険1名10億円 1事故10億円 見舞金1名10万円(1事故1,000万円を限度とする)

保険の種類	相模原市私立保育園・認定子ども園園長会 賠償責任保険(損保ジャパン)
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	賠償保険1名15億円 1事故15億円

6.個人情報保護

・当保育園が取り扱うお子さま及び保護者の個人情報の重要性を認識し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し個人情報の保護に努めます。

保育園内部での利用目的	①園児に対する保育サービス ②保育園の管理運営業務…入園・登園、退園・卒園の管理 …会計・経理 …事故等の報告 …保育内容の質の向上 ③費用の請求・収受に関する業務
他の事業者等への情報提供に伴う事例	①健診・検査の実施機関 ②損害保険などにかかわる保険会社等への相談・説明 ③保育園内での写真撮影 ④写真販売
上記以外の利用目的	①保育園内での実習生・ボランティアの受け入れ ②保育園内で行われる事例研究 ③保育園内での顔写真の掲示

(1)園での写真、動画のネットへの掲示等についてお願い

SNSなどに園内や散歩等の活動の写真や動画(お子様や保護者の顔及び当園とわかる園舎などの写ったもの)をアップすることはおやめ下さい。

(2)保育所児童保育要録について

就学に際し、お子様の育ちを支えるための資料を就学先の小学校へ送付します。

7.保育園利用者の苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任	磯辺 未侑	042-705-4410
相談・苦情解決責任者	園長	小山 真弓	042-705-4410
第三者委員	民生委員	渋谷 利夫	090-3503-8407
第三者委員	民生委員	高木 久江	090-9858-5441

※受付方法

- ・面接・電話・文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
- ・玄関入り口に「ご意見箱」を設置しています。どうぞお気軽にご利用ください。

同意書

私は、本書面、園のしおりに基づいて明德かみつるま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

2026年 月 日

保護者住所:

児童氏名:

保護者氏名:

印(署名でも可)

児童から見た続柄: